

平成24年4月4日

平成24年度診療報酬改定内容に関する 厚生労働省公式Q&Aについて

平成24年3月30日付で厚生労働省から疑義解釈通知が発出されました。

<疑義解釈資料（厚生労働省ホームページ）>

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu_hoken/iryuu_hoken15/dl/zimu2-1.pdf

透析に関連する内容は以下のとおりですので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、平成24年3月19日に掲載した「日本透析医会の見解として作成したQ&A」については、削除いたしました。

日本透析医会
会 長 山崎 親雄
常務理事 太田 圭洋

(問168)

人工腎臓の慢性維持透析濾過（複雑なもの）を行っている患者がいない場合も、体制が整っている場合には、透析液水質確保加算2を算定してよいか。

(答) 算定して差し支えない。

(問177)

K616-4経皮的シャント拡張術・血栓除去術について、3ヶ月に2回以上実施した場合、2回目以降の手術に伴う薬剤料又は特定保険医療材料料は算定できるか。

(答) 算定できない。

(問178)

K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術について、3ヶ月に2回以上、複数の保険医療機関で実施した場合、それぞれの保険医療機関について3ヶ月に1回に限り算定できるか。

(答) 1人の患者につき、3ヶ月に1回に限り算定する。

(DPC問7-28)

包括評価の範囲に含まれない処置料については、人工腎臓の導入期加算等などの処置料に係る加算点数を算定することができるか。

(答) 算定することができる。